

吉野ヶ里町教育大綱

～ 人と歴史・文化が輝くよしのがり ～

令和4年度～令和7年度



令和5年2月

佐賀県 神埼郡
吉野ヶ里町

はじめに

平成 26 年 6 月の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の大幅な改正に伴い、平成 27 年 4 月から教育委員会制度が大きく変わりました。地方自治体の首長には、教育長の任命・罷免や教育大綱の作成、総合教育会議の主宰など、大きな権限が付与されるとともに、これまで以上に教育の充実に向けた新たな動きづくりのための人材育成が求められています。

本町では、平成 30 年度から平成 33 年度を計画期間とする「吉野ヶ里町教育大綱」を策定し、吉野ヶ里町の教育行政の方向性や目標を明確にいたしました。計画期間が満了を迎えるにあたり、現状の課題や今後の方向性を議論し改定を行いました。

吉野ヶ里町教育大綱は、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものです。大綱では、詳細な施策を策定することは求められておりませんが、改正後の大綱には、重点的に取り組む具体的な施策を明記することで、町民や子どもたちにわかりやすい形で明確化しています。

さて、日本の教育は、21 世紀のグローバル社会に向けて大きな転換期を迎えています。平成 29 年 3 月 31 日付にて、新学習指導要領が文部科学省告示として公示され、総則において「主体的・対話的で深い学び」について規定されました。また、2020 年（令和 2 年）には小学 3・4 年生での「外国語活動」の導入や小学 5・6 年生での「英語の教科化」により数値による評価が求められています。

これらにより、教員による一方通行の授業から生徒自身が主体的・能動的に参加する授業・学習への転換、使える英語力の習得を目指しての学習開始年齢の前倒しや 2 技能「聞く・読む」から 4 技能「聞く、読む、話す、書く」の習得などが必要となりました。

今後、グローバル化の進展や人工知能（A I）の飛躍的な進化など、将来の予測が難しい社会経済情勢の中で生きる子どもたちに対して、思考力、判断力、表現力の育成という視点に立った授業改善を行うことで学校教育における質の高い学びを実現していくとともに、将来の日本を背負っていく子どもたちが、学習内容を深く理解し、資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的（アクティブ）に学び続ける姿勢を持った大人に成長していくことを強く願っております。

令和 5 年 2 月

佐賀県神埼郡

吉野ヶ里町長 伊東 健吾

《教育大綱について》

1 概要

(1) 策定の主旨

町長は町民を代表する立場であるとともに、教育委員会の所管事項に関する予算編成・執行や条例提案などの重要な権限を有しています。また、近年の教育行政においては、福祉や地域振興などとの密接な連携が必要になっています。

町民の意向のより一層の反映と吉野ヶ里町における教育、学術及び文化の振興に関する施策の総合的な推進を図るためにこの大綱を明示し、その策定においては、町長は教育委員会と十分協議し、意見交換と調整を行った上で決定するものです。

(2) 位置づけ(大綱に定める主な事項)

この大綱は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3第1項の規定に基づき、本町の教育、学術及び文化等の振興に関する総合的な施策の基本的な方針を定めるものです。

主要な施策について概要や方針を定め、詳細な内容については教育委員会において決定するものとします。主たる記載事項は、予算や条例提案等の町長決裁権に係る事項についての目標や基本の方針を決めます。

ただし、この要綱は本町教育の振興に関する施策について基本的な計画を定めているものであり、今後、町長と教育委員会で意見交換の必要がある場合には、総合教育会議で協議します。

(3) 大綱の計画期間

令和4年度から令和7年度までの4年間とします。

(4) 大綱の見直し

社会経済情勢の変化等に的確に対応していくため、吉野ヶ里町長期総合計画との整合を図りながら、適宜、見直し変更を行います。

2 教育委員会事務局

新制度による特別職としての教育長になったことで、教育委員会事務局は町行政組織の中で責任の明確な位置づけができる状況となりました。教育行政の質は、事務局の体制強化、特に専門性の保持できる職員の存在に大きく左右されるものであり、教育行政に経験を活かせる人材を適正に配置します。

3 学校教育

町の次世代を担う子どもを育て、社会で活躍できる「人」を育成します。「知・徳・体」の調和のとれた子どもの育成を目指して、学校や地域の実態及び子どもの心身の発達の段階や特性等を十分考慮し、適切な教育を推進します。また、学校施設の整備をはじめ、総合的な学校教育環境の充実に努めます。

4 社会教育

生涯学習の理念に基づき、全ての町民に多くの学習の場と機会を設けます。さらに、学校、家庭及び地域の連携を図りながら、「お互いに支えあえる地域社会」の実現を積極的に進め、町民が主体的に参画する社会教育の形成を目指します。

5 教育及び社会の動向に対する認識について

【人格の完成】教育基本法第1条において、「教育は人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び

社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。」とされています。人格の完成は、ある特定の時期や場所ではなく、一生涯にわたって行われるものです。特に現在の激しく変化する社会に対応するには、常に新しい知識や技能を習得することが必要になってきます。

【教育期の時間軸】 長い人生にはいくつかの教育期があり、輝く人生を送るにはどれも重要です。時間軸で考えると、①「乳幼児期では思いやりの心の醸成」②「義務教育期では基礎的な知識・技能、豊かな情操、健康な身体などの自立への基礎づくり」③「高校・大学教育期では社会の一員としての自覚、新しい価値の創造、国際感覚の醸成」④「自己啓発期では多様な個性・能力の伸長、多様性の尊重、社会への参画」など各時期に応じた教育があると考えます。そして、一人一人が環境や立場に応じた教育を受け自ら学習することで、各自が自分の役割を果たすことができると考えます。そのような「生涯学習社会の構築」を目指すには、学校、家庭、地域等の連携がますます重要になってきています。

【急激に変容する社会】 私たちを取り巻く環境は、「少子高齢化」による社会全体の活力低下への懸念、「グローバル化※の進展」による価値観の多様化・国際競争の激化、「高度情報化」による情報の収集・選択・発信能力の習得、「家庭や地域社会の変容」による孤立感を抱える人の増加、規範意識の低下などの課題が山積しています。この難局を乗り越えるためには一人一人の能力を高め、生涯を力強く生きていくための「生き抜く力」を身に付けることや、協働・互助の精神を高め活力ある社会を構築していくことが重要だと考えます。

※グローバル化：国と国との隔たりが小さくなり、政治・経済、文化、教育など様々な側面において、国の垣根を越え、地球規模で資本・情報・技術などのやり取りが行われること

6 大綱策定に当たっての本町の基本的な考え方について

【発達段階に応じた教育】 教育基本法、学校教育法及びその他の法令に従い、人として調和のとれた児童生徒の育成を目指し、地域、学校の実態や児童生徒の心身の発達段階や特性等を十分考慮して教育を行います。

【自立への基盤づくり】 義務教育の段階は「自立」する人間の基盤づくりとして、とりわけ重要であると考えます。そのため、子ども一人一人の個性を尊重するとともに、基礎的・基本的な学習内容を確実に定着させ、「自ら考え、主体的に行動し、よりよく問題を解決する」資質や能力等の「生き抜く力」を育むように努めます。即ち、「①確かな学力の定着、②豊かな人間性の育成、③健やかな身体の育成」を目指して、創意工夫を生かした魅力ある教育活動を推進します。

【世界を視野に入れた教育】 高度情報化やグローバル化、少子高齢化などが急速に進む中で、進取の精神※や相互尊重・協働の精神を育て諸課題に対応できる「人」を育成することは急務です。そこで、子ども一人一人が「郷土への自信と誇り」を持ち、明日の吉野ヶ里町を担うと同時に世界を視野に入れた人材育成に努めます。

※進取の精神：みずから進んで事をなそうとする精神

【教育環境の整備】 子どもが自分の「夢」を実現する意思をもって自分の道を歩むことができるように、学校、家庭及び地域等が連携して指導・支援に取り組みます。そのため、学校施設・設備の整備を含め総合的な学校教育環境の充実に努めます。また、長寿社会において、「人」こそが社会の活力増進に不可欠という観点から「生涯学習」の充実に図ります。

以上のことから、次の「4項目」を吉野ヶ里町教育の柱として位置づけました。

【吉野ヶ里町教育の4つの柱】

- I 「自立する人間の育成」
- II 「世界を視野に入れた人間の育成」
- III 「学校、家庭及び地域等の接続・連携」
- IV 「魅力ある教育環境づくり」

I 自立する人間の育成

【現状と課題】

一人一人が自分の個性や能力を高め、主体的に人生を切り拓く努力を継続することは生涯学習社会を生きていく上で重要であり、それは社会への貢献と充実した人生につながります。

そのために、基礎的な知識・技能を身に付け、自分の進路について主体的に真剣に考え、自己実現に向けて努力することが大事になってきます。高度情報化やグローバル化が進展し、激しく変化する社会を生き抜くためには、自分で課題を発見し、よりよい解決策を見つけるための判断力や行動力を身に付けることが大切です。

また、特別な支援を必要とする子どもが増加傾向にあり、学習の質を保証する支援や自立への手厚い支援も大切になっています。

さらに、少子化の中で活力ある社会を築くためには、ますます「生き抜く力」を身に付けることが求められ、その力は将来生きていく上で重要な力になってきます。

【重点目標及び重点施策】

1 確かな学力※の定着と高度情報化への対応

(1) 確かな学力の定着

各学年で身に付けるべき基礎的な学力の定着を図ることは、意欲をもって楽しく学習を続けるための土台として重要なことです。その対策として、一人一人を大切にした指導内容や指導方法、指導形態の工夫改善を一層進めていきます。

また、学校、家庭、地域や行政が一体となって確かな学力（基礎的な知識・技能、活用能力、課題解決能力等）の向上に向けた取組を推進していきます。

～ 具体的施策 ～

- ・研究指定校の委嘱・・・・・・・・令和3～4年度「小中連携による学力向上推進地域指定事業」で東脊振小中学校は2年間の研究と実践を行ってきました。その実践を継続し、基礎的な学力の定着を図っていきます。また、東脊振小中学校を、令和5年度から学力向上推進校に指定し、基礎的・基本的な学力の強化と集中力の育成のために、「スキルタイム」（読み・書き・計算の徹底反復）の時間を設定し、共通実践を行います。
- ・学力向上支援員配置事業・・・中学校に学力向上支援員を配置し、学力に応じたよりきめ細かな学習指導に取り組みます。
- ・放課後補充学習支援事業・・・学習内容の定着が十分に図れていない中学校生徒に対して、放課後や長期休業中に地域の人材を活用した補充学習に取り組みます。

※確かな学力：基礎的な知識・技能を習得し、それらを活用して、自ら考え、判断し、表現することにより、様々な問題に積極的に対応し、解決する力

(2) 家庭学習の充実

「家庭における学習習慣」を身に付けることは、学習の定着には必要なことです。これまで家庭学習の充実に向けて「家庭学習向上検討委員会」を設置し、その充実を図ってきましたが、更なる取組の充実が望まれるところです。これまでの家庭学習のあり方を見直し、学校や家庭が連携・協力して課題解決のための方策を検討していきます。今後も、家庭学習の改善に向けて継続して取り組んでいきます。

～ 具体的施策 ～

- ・一人一台タブレット端末の有効活用・・・令和3年度から児童生徒への一人一台タブレット端末の貸与が実現しました。そして、家庭への持ち帰りができる環境も実現しました。学習用ドリルソフトの活用や調べ学習などタブレット端末の有効活用を促進していきます。
- ・家庭学習強化週間の設定・・・・・・・・・・中学校の定期テストに合わせて、小中学校の児童生徒が一緒に期間に家庭学習を頑張る期間を設定することにより、家庭学習への意識づけを図ります。また、家庭学習の内容や質の改善、家庭の教育力の向上など、家庭との連携を図りながら家庭学習の習慣化を推進します。

(3) 情報通信技術(ICT※)の有効的な活用の推進

高度情報化やグローバル化が急速に進む中、情報活用能力を育成することは時代の要請です。そして、学習指導要領における主要な項目の一つである「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善に向けて、ICTを活用した学習活動の充実に取り組みます。特に小学校においては、情報手段の基本的な操作を習得するための学習活動やプログラミング体験※をしながら論理的思考力を身に付けるための学習活動を計画的に取り組みます。

今後も、無線 LAN の整備、超高速インターネットの整備、教師の ICT 活用指導力の改善など、計画的な学校の ICT 環境整備の加速化を図ります。

～ 具体的施策 ～

- ・ICT 機器環境整備事業・・・学校における ICT 機器環境整備計画を策定し、普通教室に整備する可動式コンピュータや学習用ソフトウェア、電子黒板や実物投影機などの周辺機器、校内無線 LAN やインターネット接続といったネットワーク環境の整備に取り組みます。
- ・オンライン授業の充実・・・必要に応じ学校と家庭とを結び、臨時に学校が休業になっても学習ができるオンライン授業のための環境整備を進めていきます。
- ・プログラミング体験業務委託・・・児童生徒のプログラミング的思考を育成するために、本町と地域貢献協定を結ぶ企業の協力を受けながら、プログラミング体験（学習）を行います。

※ICT: 情報や通信に関連する科学技術の総称であり、ICT 機器にはコンピュータのほか、電子黒板、デジタルカメラ、インターネット、プロジェクタ等がある。

※プログラミング体験：文部科学省がプログラミング教育の必修化を決めた「学習指導要領」（平成 29 年 7 月）によると、『プログラミング的思考』は次のように定義されています。『自分が意図する一連の活動を実現するために、どのような動きの組み合わせが必要であり、一つ一つの動きに対応した記号を、どのように組み合わせたらいいのか、記号の組み合わせをどのように改善していけば、より意図した活動に近づくのか、といったことを論理的に考えていく力』（引用）プログラミングする際に欠かせないのは、物事のしくみを理解し、順序立てて考えていく姿勢です。これを『プログラミング的思考』と呼び、この思考法を身につけさせるために必修化されました。

2 一人一人を大切にした教育の推進

(1) 特別な支援を必要とする子どもに対する支援

特別な支援を必要とする子どもの自立や社会参加に向けて、生活や学習上の困難を改善し克服するため、一人一人のニーズに応じた適切な指導及び支援を積極的に行っていきます。

～ 具体的施策 ～

- ・ 特別支援教育支援員配置事業・・・特別支援学級の児童生徒が、一人一人のニーズに応じた教育支援が可能となるよう小中学校に特別支援教育支援員を配置し支援を行います。
- ・ 特別支援学級運営支援事業・・・特別支援学級の児童が交流学級で授業を受ける場合や学校行事が開催される場合等に、有償ボランティア「ぽっけ」「たっち」による特別支援学級への支援を行います。
- ・ 通級指導教室の設置・・・・・・・・・・通常学級に所属しながら、児童生徒に応じて学習上・生活上の困り感を、主体的に改善・克服するために必要な「自立活動」を受けることができる通級指導教室「まなびの教室」を小中学校に設置します。

(2) 不登校の児童生徒に対する支援

児童生徒や保護者の様々な悩みや課題に対してきめ細かく対応し、その不安を解消するなど、児童生徒や保護者の心の安定や、不登校の未然防止、早期発見・早期対応に向けて、スクールカウンセラーによる相談活動や学校と教育支援センターが連携した教育支援体制の充実を図ります。

～ 具体的施策 ～

- ・ スクールカウンセラー（SC）の配置・・・児童生徒の不登校や問題行動などの対応に当たるため、専門的な心理学知識を持つ SC を小中学校へ配置し、学校と SC との連携を図りながら、児童生徒、保護者及び教職員に対する教育相談業務に従事します。
- ・ スクールソーシャルワーカー（SSW）の配置・・・いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など多岐にわたる生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行う SSW を配置します。SSW の専門性を取り入れた効果的支援が可能となるよう、課題解決の中心となる教育相談担当者（主任）などの教職員を支援してもらいます。
- ・ 不登校児童生徒支援事業・・・吉野ヶ里町教育支援センター「ほうゆう」において、多様な理由により不登校・不登校傾向の児童生徒を対象に、一定期間、カウンセリング、集団生活への適応指導、教科指導、体験活動等を組織的かつ計画的に実施することにより、学校生活への早期復帰を支援します。
- ・ 不登校等対策支援ネットワーク会議・・・学校だけではなく、SC や SSW、専門機関と連携しながら、不登校児童生徒の状況を共有し、学校生活への復帰を支援します。
- ・ 学校生活支援員配置事業・・・学校までは来られても何らかの事情で教室での授業を受けられない、いわゆる別室登校の生徒に対する見守りや生活サポート、リ

モート授業等のタブレット端末活用時のサポート、また通常学級における不登校気味な子に対する支援を行います。

3 「社会を生き抜く力」の育成

(1) 「活用能力・課題解決能力等」を育む教育活動の推進

変化の激しい社会を生き抜くためには、「習得した知識・情報・資料などの活用能力」や「自分で考え、判断・行動し、課題を解決する力」が必要です。そこで、集団や社会の課題に目を向け解決していこうとする態度を養います。

～ 具体的施策 ～

- ・吉野ヶ里みらい発見コンテスト・・・未来を担う子どもたちが、地域の一員として社会参画への意識を育むとともに、自分の夢や希望を提言することにより、町づくりへの関心を深めるため、小中学生がプレゼンテーションする場を設定します。

(2) スポーツを通じた健全な身体づくりの推進

健康維持・体力の向上に向けて、学校、家庭、地域や各種団体が一体となって、健康教育・スポーツ活動の充実を図ります。

～ 具体的施策 ～

- ・「部活動指導員」活用事業・・・中学校に外部から部活動（体育部・文化部）の指導や大会への引率等を行うことを職務とする「部活動指導員」を配置します。
- ・スポーツ少年団・少年スポーツクラブ・・・スポーツ振興・青少年育成の主旨に伴い少年のスポーツ活動の振興をめざし、スポーツを通じて心身ともに健全な少年の育成を目的とし、スポーツ少年団員を指導します。また、町内の中学校生徒を中心に、その体力増進を図り、スポーツ愛好の精神と技術の向上及び善良な社会人の育成を図ります。併せて、指導者及びリーダーの養成に取り組みます。
- ・部活動の地域連携・地域移行・・・部活動は、生徒の体力や技能の向上に資するだけでなく、生徒にとって多様な学びの場となっています。生徒と教職員の双方にとって望ましく、持続可能なものにするため地域の実情に応じ可能な限り早期の実現を目指します。

4 児童生徒の進路に向けた意識の向上

(1) 望ましい勤労観※の形成と進路選択能力の育成

勤労の尊さや意義を理解したり自己の特性や適性を吟味したりして、自分の夢や目標を実現しようとする態度を養います。また、進路情報を収集・選択・活用する能力の向上に努めます。

～ 具体的施策 ～

- ・職場体験学習の実施・・・中学2年生の生徒全員が、様々な職種の中から自分にあった仕事を選び、職場体験を通して働くことの喜びを体験します。また、受入れ事業所の拡大を図ります。
- ・職業人講話の実施・・・町内の企業で働く人や役場職員など、職業人を講師に迎えながら、仕事の魅力、やり甲斐や仕事内容を直接聞きながら、将来の職業に

ついて考える場を設定します。

- ・1/2 成人式や立志式の開催・・・義務教育 9 年間の中で、大きな節目と考えられる小学 4 年生で「1/2 成人式」、中学 2 年生で「立志式」を学校ごとに開催します。その中で、現在の自己の在り方を振り返り、将来に向けての自立・自律のために必要なことを見つめ直す時間とします。この計画的な実施を支援します。

※勤労観：職種には関係なく、仕事そのものに対する考え方

Ⅱ 世界を視野に入れた人間の育成

【現状と課題】

世界との関係が広がり深まる中で、日本人としての誇りや日本への理解を前提とした、語学力やコミュニケーション力が今まで以上に要求されてきています。また、自国や地域の歴史・文化について外国語で伝えることができる知識や能力も必要になってきます。更に、国同士や人がよりよい関係を築くには、「信用・信頼」が重要な鍵になってきます。「信用・信頼」を得るための基盤として、道徳性や倫理観を高めていくことも大切です。

現代の文明を支えている石油・鉄鉱石などの天然資源が乏しい我が国においては、「人」が最大の資源であり、「知識基盤社会※」が本格的に到来したと言えます。「知識基盤社会」においては、飛躍的に増大する知識をいかに活用し、新しい価値を創造するかが大きな課題になります。

※知識基盤社会：新しい知識・情報・技術が政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す社会

【重点目標及び重点施策】

1 語学力・コミュニケーション力の向上

(1) 外国語教育の強化

外国語を通じて言語や文化に対する理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育てます。英語検定試験の全校一斉受験を推進し、高めあい、支えあい、認めあう集団づくりに繋げていきます。

～ 具体的施策 ～

- ・英語活動外部講師配置事業・・・小学校に英語を母国語とした外国人講師を英語授業の補佐として配置し、小学 5 年生からの英語の教科化及び小学 3 年生からの外国語活動に伴う授業時数増に対応します。また、小学 1 年生から楽しみながら外国語活動ができるように支援します。
- ・英語検定への補助・・・・・・中学生のほとんどの生徒が、英語検定に挑戦している状況です。英語検定に挑戦しながら昇級する喜びを味わわせ、外国語への興味・関心を高めるために、補助金を支給します（年間 1 回）。
- ・研究指定校事業「外国語教育」・・・三田川小学校は令和 3～4 年度に県教委の指定を受けて、外国語教育の実践研究を行っています。これまでの外国語の実践研究で培った指導力を他の学校へ広げる拠点校としての実績を上げていきます。令和 5 年度からも継続して研究を行い、児童の外国語への興

味・関心の向上に努めます。

2 ふるさとの歴史・文化を伝える力の向上

(1) ふるさとの歴史・文化に対する知識や教養の習得

郷土の自然・歴史・文化に親しみ、郷土の特色や良さを知ること、郷土に対する誇りと愛着を持った「吉野ヶ里っ子」を育成します。

～ 具体的施策 ～

- ・「ふるさと読本」の活用・・・郷土に対する愛着を持つ子どもたちの育成を図るため、「ふるさと読本」を活用し、社会科や総合的な学習の時間におけるふるさと学習に取り組みます。
- ・「ふるさと巡検」の開催・・・郷土を語れるスキルを持った指導者を育成するため、教職員を対象とした「ふるさと巡検」を開催します。
- ・赤米の収穫体験・・・・総合的な学習の時間における「ふるさと学習」の一環として、吉野ヶ里歴史公園において、貫頭衣を身に付け赤米の田植え・稲刈り体験を行うことにより、歴史的な意味とともに、収穫の喜び、勤労の喜びを体験します。
- ・お茶摘み体験・・・・・・栄西が中国からお茶の種を持ち帰り、日本茶樹栽培発祥の地と言われるお茶に関わる学習を「総合的な学習の時間」に行っています。お茶摘み体験等を通して、お茶の本町における歴史的な意味を味わいます。

3 豊かな心の育成

(1) 道徳教育の充実

義務教育活動全体を通じて「相手を尊重する心」や「思いやりの心」を養います。特別の教科「道徳」の実施に向けて、「道徳の時間のあり方」や「評価方法」について研究し、児童生徒の道徳性の向上に努めます。体験活動を通して道徳的实践力の向上を図ります。

～ 具体的施策 ～

- ・ふれあい道徳（授業）の実施・・・年に1回は保護者に道徳の授業を授業参観日に行い、道徳的価値について子どもと一緒に考える場を持ち、思いやりの大切さなどについて考え合います。

(2) 人権教育の推進

人権が尊重され、差別や偏見のない社会の実現に向けて、「吉野ヶ里町あらゆる差別の撤廃と人権擁護に関する条例」に基づき、学校の教育活動全体を通じて人権教育を推進します。

また、人権教育の指導内容や指導方法等の研究・実践を行い、幼児・児童・生徒の人権意識の高揚と人権感覚の涵養を図りながら、偏見と差別をなくす取組を進めるとともに、教員の指導力と資質の向上を図ります。

～ 具体的施策 ～

- ・「人権集会」の実施・・・・12月10日は世界人権デーです。この前後に学校ごとに人権週間を設けて、人権標語、人権放送、人権作文、人権集会などを行い、だれもが認められ大切にされる社会の実現に向けた取組を行います。

(3) 体験活動の充実

子どもたちの豊かな感性、人間性、社会性や創造力などが育まれるように、生活体験・自然体験や世代間交流の機会などを設けるとともに、地域の人材を発掘活用し、地域社会における教育的な取り組みを促します。子どもの感性を育てるため、本町の恵まれた自然を生かし、環境整備や体制づくりに必要な支援を推進していきます。

～ 具体的施策 ～

- ・チャレンジスクール・・・学校の授業とは別の観点から、様々な体験活動の場を提供し、子どもたちの興味関心や視野を広げることを目指した取り組みを行います。
そのために、絵画教室、工作教室、マナー教室、走り方教室などの各種教室を開催します。

(4) 読書活動の充実

読書活動を通じて、感性を磨き情操豊かな人間の育成と自己の生き方について考えを深めようとする態度を育てます。

～ 具体的施策 ～

- ・図書司書（補）の配置・・・・・・・・学校図書館の運営・活用について中心的な役割を担う図書司書（補）を各校に配置します。学校図書館資料の選択・収集・提供や子どもの読書活動に対する指導を行います。
- ・公民館図書室への図書司書の配置・・・中央公民館に図書司書を配置し、公民館の図書室の運営に当たります。また、学校図書館や児童館との連携を図ります。
- ・ブックスタート・・・・・・・・・・新生児に絵本をプレゼントすることで、赤ちゃんには初めて絵本に触れる機会を、保護者には赤ちゃん絵本を楽しむ体験を創出します。

(5) いじめ防止の徹底

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるという認識に立ち、「いじめ防止基本方針」に基づいて、家庭・地域・関係機関と連携を図りながら、「未然防止」「早期発見」「早期対応」「早期解決」に努めます。

～ 具体的施策 ～

- ・「いじめ、体罰等アンケート」の実施・・・いじめを早期発見する手立ての一つとして、年に2回の保護者へのアンケート調査を実施しています。保護者からの情報を収集しながらいじめ等の発見に努めます。
- ・いじめ問題対策連絡協議会等・・・いじめ防止対策推進法の規定に基づき、いじめの防止等に関する実務機関等の連携を図るため、関係行政機関の職員、教職員、保護者等を委員とする「吉野ヶ里町いじめ問題対策連絡協議会」を設置します。また、町立学校における重大事態に対処するための組織として「吉野ヶ里町いじめ問題対策委員会」を設置し、事実関係の確認及び調査、いじめの認定、建議その他いじめ問題の解決に当たります。

4 「情報化社会」における創造性や想像力の向上

(1) 指導方法及び評価方法の改善

激しく変化する社会においては、習得した知識を活用し、新しい価値を創造していくことが重要になってきます。それに対応するため、教科等の本質的な学びを踏まえたアクティブ・ラーニングの視点から、学習・指導方法の不断の改善を図るための実践的な調査研究を行い、効果的な学習・指導方法の開発、優れた授業実践や校内研修の実施に取り組みます。

～ 具体的施策 ～

- ・ICT 支援員の配置・・・ICT を活用した授業で機器の不具合に対応できるように、また、ICT の効果的な活用を支援するために ICT 支援員を学校に配置します。
- ・情報教育推進ワーキングチーム会議の開催・・・年間 3 回程度開催し、管理職と担当者、ICT 支援員が参加して各学校における情報教育の推進状況や課題を共有し、指導の充実と環境の整備に努めます。
- ・新たな情報の収集機会の提供・・・周辺で開催される講演会などの情報を提供するとともに、本町においても講演会などを企画します。

Ⅲ 学校、家庭及び地域等の接続・連携

【現状と課題】

少子化、核家族化などによる家族構成の変容、価値観・生活様式の多様化や地域社会のつながりの希薄化などに伴い、本町でも家庭や地域の教育力低下が懸念されています。そこで、社会全体の「横」の連携強化を図り、地域の一人一人が互助の精神(ともに支え合い、高め合うこと)を発揮し、誰もが社会に参画することができる生涯学習社会をつくることが課題です。

また、幼保小中の学校間や学校、家庭及び地域等との連携を強化し、協働体制を築くことは、「社会を生き抜く力」を育成する上において大きな役割を果たすと考えます。

【重点目標及び重点施策】

1 学校間の更なる連携の推進

(1) 幼保小中連携の強化

幼児、児童の実態や教育内容、指導方法を知り、互いの理解を深めることによって「円滑な接続」に向けた指導方法などの改善を図るとともに、保育所・幼稚園などで行う幼児教育と、小学校教育との段差を少なくすることにより、子どもの生活の変化に対するとまどい「小1 プロブレム」の軽減を図ります。また、義務教育の 9 年間を見通して子どもの育ちを見守るという「共通の視点」に立ち、小中連携を強化していきます。

～ 具体的施策 ～

- ・幼保小連絡協議会・・・本町における児童期の生活指導上の問題や幼稚園、保育所及び認定こども園から小学校への円滑な接続の在り方等について研究協議を行い、関係機関相互の連携や理解の推進を図るとともに、一貫した指導体制を確立します。
- ・小中連携推進会議・・・複数の学校が連携した教育活動の推進に向けて、それぞれの学校の特色ある教育活動や研究・実践の成果を交流して共有し、児童の中学校での授業体験や部活動の体験などに取り組みます。また、児童が中学校に進学した時に学習面や対人関係などで不安を感じ不登校

になる、いわゆる「中1ギャップ」の解消を図ります。

2 学校、家庭及び地域等が互いに補完し合う組織づくり

(1) 行政組織の強化

安心して子育てができる町を目指して、子どもに関わる諸課題に迅速で適切に対応するため、町行政の組織強化に取り組みます。

(2) 学校と地域の連携・協働体制の構築

地域の中の学校という理念のもと、地域住民が積極的に学校に関わりを持ち、学校と地域が一体となって子どもを育て見守る体制づくりに努めます。「吉野ヶ里町の子どもは吉野ヶ里町民全体で育てる」という考えのもと、全面的に支援を推進していきます。

～ 具体的施策 ～

- ・コミュニティ・スクール（学校運営協議会）の設置・・・学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図り、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていきます。令和5年度から三田川中学校に、令和6年度からは他の3校に学校運営協議会を設置します。
- ・放課後児童健全育成事業・・・保護者が仕事等で昼間家庭にいない小学生児童を対象に、適切な生活及び遊びの場を提供する事で放課後児童対策の推進を行い、子育てと就労の両立や子育てに伴う様々な負担の軽減を図ります。

(3) 家庭教育支援体制の強化

子育てに関する保護者の不安や悩みを解消するために、教育委員会が中核となって子育てに関わる関係部署や団体と連携を図りながら、子どもが健やかに育つ環境づくりに努めます。

～ 具体的施策 ～

- ・家庭教育学級事業・・・町内の幼稚園・保育園・こども園・小中学校において、保護者に向けた家庭教育に関する講座を開催し、家庭における教育力の向上を図ります。

(4) 青少年の健全育成の充実

子どもは地域の一員であり、地域は子どもを温かいまなざしで見守り育てていきます。

健康で人間性豊かな青少年の成長を図るため、学校・家庭・地域の連携や大人と子どもの絆を深め、町民一人一人の協力のもとに青少年の健全育成に努めます。

～ 具体的施策 ～

- ・青少年育成町民会議・・・家庭、学校、地域社会の連携を緊密にするための活動や青少年の非行防止と社会環境の浄化を図るための活動など、町の将来を担う青少年の健全育成に取り組みます。
- ・少年の主張大会の開催・・・小学校高学年児童及び中学生が、日頃考えていることや感じていることを発表することで、次世代の意識啓発の一助とすると共に、町民に少年の意識や考え方についての理解を深め、青少年の健全育成に対する理解や関心を高める場とします。
- ・地区懇談会の開催・・・子ども達が健全で調和のとれた成長をするためには、学校・家庭・地域社会がそれぞれの役割に応じて責任を果たすとともに緊密に連携し、地域ぐるみで子育てを担っていく必要があります。「地域の子ども

は地域で育てる」を実現するために、学校・家庭・地域の関係者が話し合う場として、地区懇談会を計画的に開催します。

- ・「二十歳の集い」の開催・・・令和4年4月の民法改正により、成人を18歳と定義されたため、従来の成人式ではなく、「二十歳の集い」として青年から大人へ自覚を促す式典を実施します。

IV 魅力ある教育環境づくり

【現状と課題】

本町は、これまで学校、地域及び教育行政が一体となり、様々な施策を通して誰もがよりよい教育を受けられるような環境づくりに努めてきました。しかし、少子化は避けて通ることができず、特に本町は、学校別児童生徒数の偏りが顕著になっていくことや、中学進学先の多様化により生徒数の減少もみられます。長寿社会において、「生涯学習の充実」という観点からも、今まで以上に魅力的な教育環境づくりが求められています。

また、教育行政において、小中一貫教育、統合中学校、給食センターなど重要な課題が山積しており、長期的な教育ビジョンを示す重要な場面に直面しています。

さらに、長寿社会において、シルバー世代の経験や知識・技能を地域社会の中で生かし、また、学習の機会を提供することは、健康で生きがいのある人生を送るために重要なことです。それは、町の活性化や教育力の向上に大きな役割を果たすと考えます。

本町には、吉野ヶ里遺跡をはじめ、歴史ある貴重な遺跡や文化財が数多くあります。これらの文化財を生かすためには、町民により広く・深く理解してもらうことや、より多くの人々に本町の歴史や文化に触れ合える環境づくりを進めていく必要があります。

【重点目標及び重点施策】

1 教育環境の整備・充実

(1) 就学の安定と機会の拡充

新型コロナウイルス感染症が増大する中で、これまで以上に家庭の経済状況の二極化が進行している現状を踏まえ、保護者への経済支援と安定的な就学機会の確保を行っていきます。

～ 具体的施策 ～

- ・要保護準要保護児童生徒援助費・・・小中学校に在学する児童生徒のうち経済的な理由により就学困難な児童生徒の保護者に対し、学用品費、新入学用品費、学校給食費等の就学援助を行い、義務教育の円滑な運営を図ります。

(2) 就学前教育・子育て支援の充実・強化

町内の幼稚園・保育園・こども園との連携・強化を図り、安心して子どもを産み育てることができるように、環境を整えます。また、子ども・子育て家庭等を対象とする事業として、吉野ヶ里町子ども・子育て支援事業計画に基づき、地域の子育て中の親子の交流促進や育児相談等に積極的に取り組みます。

(3) 安心・安全な教育環境づくり・教育施設の充実

学校・保護者・地域・警察等の関係機関が連携し情報の共有を図ります。また、子どもの安全を確保するため安心・安全な教育環境づくりを推進すると同時に、「自分の命は自分で守る」という安全教育の徹底を一層図ります。

学校は、学習・教育の場であるとともに、地震など大規模災害時における避難施設となっていることから、建物等の法定点検とともに、日常的な自主点検を実施し、老朽箇所の把握と安全性の確保に努めます。また、吉野ヶ里町公共施設等個別施設計画に基づき、計画的な改修、修繕等を実施し、野球場や武道館等、社会体育施設を含めた教育施設の長寿命化を図ります。

～ 具体的施策 ～

- ・学校保健委員会・・・・・・学校における健康に関する課題を研究協議し、学校保健活動の年間計画を立て、児童生徒の健康づくりを推進します。
- ・学校安全委員会・・・・・・学校における児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導に取り組みます。
- ・通学路安全推進会議・・・・・・継続的に通学路の安全を確保するため、小学校の通学路において関係機関と連携し合同点検を継続的に実施するとともに、対策の改善・充実を行います。

(4) 学校給食のあり方

学校給食は、児童生徒の健康管理のほか、給食を通して食事のあり方の体得、好ましい人間関係の育成や食に関する理解を身につけるなど教育の面からも大切な役割を担っています。

今後、適切な栄養の摂取による健康の増進を図るため、栄養バランスに配慮した献立の作成に努めるとともに、安全・安心なおいしい給食が提供できるよう、基本的な方向性についての協議を重ねていきます。

～ 具体的施策 ～

- ・学校給食運営委員会・・・・・・教育委員会から委嘱された委員が、学校給食の適正かつ円滑な運営を調査・審議するために開催するものです。
- ・学校給食献立委員会・・・・・・学校給食の献立は、学校給食法に定められている学校給食実施基準に沿って作成しています。委員会には、町の管理栄養士、学校の給食担当者やPTA役員が参加し、よりよい献立になるよう定期的に話し合いを行います。
- ・学校給食費補助事業・・・・・・給食費の保護者負担を、第2子は半額補助、第3子以降は全額補助します。

2 少子化への対応

(1) 学校の活性化

少子化や中学校進学を選択の幅の拡大によって予測される児童生徒数の減少を見据え、諸課題を解決するための方法を検討し、人と人とのつながりを大切にしたい、特色のある魅力的な学校づくりを目指します。

～ 具体的施策 ～

- ・学校規模適正化検討委員会の開催・・・・・・児童生徒数の減少に伴い、小中学校の小規模化が進行する中で、学校の適正規模及び適正配置について検討し、望ましい学校教育環境の整備に取り組むため学校規模適正化検討委員会を設置します。

3 生涯学習環境構築の取組

(1) 生涯学習の推進

生涯にわたって自立した創造的で生きがいのある生活が送れるように、学習の機会・情報の提供を図ります。また、町民一人一人が人権を尊び、あらゆる差別をなくすとともに、人権意識の高揚を図るため、関係団体等との密接な連携による啓発活動を推進し、差別を許さない世論の形成及び人権擁護の社会づくりに努めます。

～ 具体的施策 ～

- ・ふれあい大学の開催・・・時事講座から歴史、文化、人生や健康に関する講座など、新たな興味や生きがいの発見につながる講座を開催します。また、年に一度、講座登録者を対象にした社会見学研修を実施します。

(2) 芸術・文化活動と文化財保護の推進

郷土への愛情と誇りをもって、郷土の発展と文化の向上を目指し、芸術・文化活動に親しむ多様な機会の提供や貴重な文化的資源の保護・記録保存・活用・展示に努めます。

～ 具体的施策 ～

- ・ふるさと歴史講座・・・先人が育み、現在まで受け継がれてきた大切な郷土の遺産である文化財について、専門的な立場で研究されている講師を招聘し、次の世代へ伝えていきます。

(3) 生涯スポーツの振興

スポーツを通して、生涯にわたって健康で明るく豊かな生活を送ることができるよう、スポーツ及び健康づくり教育の振興に努めます。

～ 具体的施策 ～

- ・ニュースポーツの普及・・・スポーツ推進委員と連携し、子どもから高齢者まで、障がいの有無に関わらず、みんなで一緒に楽しむことができる生涯スポーツとして、ボッチャ、モルックやアジャタなどのニュースポーツの普及に取り組みます。

(4) 競技スポーツの振興

近年、少子・高齢化の進行や国際化、高度情報化の進展など、社会環境の変化に伴い、心身の健康への意識の高揚に併せ、スポーツの重要性が増してきています。このような中、48年ぶりに国民スポーツ大会が令和6年度に佐賀で開催され、本町においてバレーボール競技、ハンドボール競技が行われることは、町民のスポーツへの関心を高め、スポーツを通じた町民の融和及び健康増進の推進に大きく寄与するものです。

～ 具体的施策 ～

- ・SAGA2024 吉野ヶ里町実行委員会の設置
 - ・・・吉野ヶ里町で開催される協議会の円滑な運営に必要な事務及び事業を行います。

4 人と歴史・文化が輝く町づくり

(1) 町の歴史・文化の魅力発信及び交流推進

本町の歴史・文化の魅力をより広く・深く理解してもらうために資料を作成し、町の行事等を通じて機会を提供するとともに、歴史・文化財を通じて多くの人々や他の市町村と交流を広

く図り、町の活性化に繋げていきます。そのための環境整備を推進していきます。また、商工観光部局と連携し、町の魅力を町内外に発信していきます。

～ 具体的施策 ～

- ・「ふるさと読本」の活用・・・住民がふるさと吉野ヶ里の歴史・文化・自然などを理解するためにはそれらをまとめた「吉野ヶ里町誌」を活用することが必要です。「ふるさと読本」は小中学生に分かり易くまとめられたものであり、住民の「ふるさと学習」のために有効です。そのために、「ふるさと読本」をホームページに掲載し活用を推進します。
- ・「ふるさと炎まつり」「文化祭」への参加、奨励
 - ・・・小中学生のステージ部門への参加や作品展示への参加を奨励し、町内の人々との交流を図り、町の活性化に繋がります。